

令和6年度(2024年度)第1回熊本市環境影響評価技術指針等検討委員会 議事録要旨

1 日時 令和6年(2024年)5月22日(水)10時00分から12時00分まで

2 場所 熊本市役所 本庁舎4階 モニター室

3 出席者 環境影響評価技術指針等検討委員(8名)

篠原 亮太 委員	山内 勝也 委員
川越 保徳 委員	井野 静 委員
高宮 正之 委員	柳田 紀代子 委員
鳥居 修一 委員	鶴嶋 俊彦 委員

※ 以下の委員はオンライン参加(3名)

張 代洲 委員	青木 智佐 委員
飯野 直子 委員	

事務局(6名)

住谷 憲昭 環境政策課 課長	緒方 美治 環境政策課 副課長
西岡 良樹 環境保全班 主査	入江 恭平 環境保全班 主任技師
安永 那月 環境保全班 主任技師	田中 裕大 環境保全班 技師
株式会社エイト日本技術開発	

4 欠席者 環境影響評価技術指針等検討委員(3名)

笠原 玉青 委員	椋木 俊文 委員
鄭 一止 委員	

5 次第

(1) 開会

- ・事務局挨拶 ・委員の紹介 ・事務局の紹介 ・配布資料の確認 ・定足数の確認
- ・会長の互選について

(2) 説明

- ア (仮称)熊本市環境影響評価条例の基本的事項について
- イ (仮称)熊本市環境影響評価条例及び技術指針の審議事項について

(3) 議事

(仮称)熊本市環境影響評価条例に関する以下の事項

- ア スクリーニングの判定基準の概要
- イ 指定地域で規模要件を厳しくする事業
- ウ 複合事業の要件及び一体性の考え方

(4) 閉会

6 配布資料

- 資料1 次第
- 資料2 委員名簿
- 資料3 座席表
- 資料4-1 (仮称)熊本市環境影響評価条例の基本的事項について
- 資料4-2 指定地域(ゾーニング)
- 資料4-3 熊本県及び熊本市の対象事業の種類・規模要件
- 資料5 (仮称)熊本市環境影響評価条例及び技術指針の審議事項について
- 資料6-1 第1回検討委員会の審議事項について
- 資料6-2 国、熊本県、熊本市のスクリーニングの判定基準の比較
- 資料7 熊本市環境影響評価技術指針等検討委員会の組織及び運営に関する要綱

7 議事録(要旨)

○ 開 会

【事務局挨拶】

事務局 挨拶

【委員並びに出席者の紹介】

事務局から熊本市環境影響評価技術指針等検討委員会の委員14名を紹介。

【配布資料の確認】

事務局から説明

【定足数報告】

事務局 熊本市環境影響評価技術指針等検討委員会の組織及び運営に関する要綱第6条第2項の規定により、委員の半数以上の出席が必要であるが、本日は委員14名中11名の出席であるため、検討委員会開催の定足数を満たしていることを報告する。

【会長選出】

熊本市環境影響評価技術指針等検討委員会の組織及び運営に関する要綱第5条第1項の規定により、本検討委員会の会長を委員の中から互選していただいた結果、会長を以下のとおり決定する。

会 長:篠原 亮太

【会長挨拶】

会長挨拶

○ 説明

【ア（仮称）熊本市環境影響評価条例の基本的事項について】

篠原 会長 「（仮称）熊本市環境影響評価条例の基本的事項」について、事務局から説明をお願いしたい。

事務局から資料4-1、資料4-2、資料4-3をもとに説明。

篠原 会長 ただいまの説明に対して何か不明な点はないか。特に質問等はないようであるため、次に進む。

【イ（仮称）熊本市環境影響評価条例及び技術指針の審議事項について】

篠原 会長 「（仮称）熊本市環境影響評価条例及び技術指針の審議事項」について、事務局から説明をお願いしたい。

事務局から資料5をもとに説明。

篠原 会長 質問があればお願いしたい。特に質問等はないようであるため、次の審議事項に進む。

○ 議事

【（仮称）熊本市環境影響評価条例に関する事項】

事務局から資料6-1および6-2をもとに説明。

篠原 会長 それでは審議に入る。どの項目からでもよいので質問をお願いしたい。

川越 委員（資料6-1 スライド11について）一般地域に対して、指定地域を見るとスクリーニングによって緩くしているというイメージがある。要は新しいものを作る場合でも環境影響評価しなくても良いというようなことか。もちろん規模要件で厳しくはなっているから、建て替え事業でなくても良いと、むしろ緩くしているという感じなのか。

事務局 一般地域は、本来、対象事業の規模要件以上であれば、一律に環境影響評価が必要であるが、同規模の建て替えや、大気汚染の改善がされるものなどは、環境影響評価を不要と判断するものである。一方で指定地域は、これまで環境影響評価の対象とならなかった小規模な事業にも環境配慮を求め、環境影響が小さいと判断できる場合、例えば環境目標や規制基準の超過がない場合には、環境影響評価は不要

とするものである。

「一般地域」と「指定地域」という表現で分けているが、正確には「指定地域」においても「一般地域」の規模要件以上の事業が実施される場合には、建替等事業のみが対象となる。熊本県が設定している規模要件から50%規模までの事業は、国と同様のスクリーニング、熊本県以上の規模要件の事業は、建替等事業に限定したスクリーニングを想定している。

川越 委員 規模要件で区別するということか。指定地域の場合は規模要件が厳しくなっているから、規模要件よりも小さい事業の場合は建て替えでなくても良いと理解した。

事務局 規模要件を厳しくしている分だけ国と同様にするということである。

川越 委員（資料4-2、6-1 スライド14について）指定地域について、史跡・名勝などの点事業はエリアというよりスポットであるが、ここに「かかる」ということは考えられないが「接する」ということは考えられる。この場合、「接する」というのは何をもって「接する」というのか。史跡から何メートル以内という定義をするのか、境界にピタッとくっつくようなものを「接する」と定義するのか。何を根拠に「接する」とするのか。

事務局 区域の地番が隣り合う場合には「接する」と判断する。緩衝帯を設ける必要がある場合は緩衝帯に接する部分の地番で判断する。

川越 委員 それはどこかの市町村を参考にしたのか。

事務局 福岡市の先行事例を参考とした。

川越 委員（資料6-1 スライド17について）複合事業の要件について、それぞれの規模要件で除した後に足すというのは厳しく感じる。同等にするのであれば本来なら平均するべきではないか。1事業あたり2つの複合事業だと0.5だが、複合事業が3つだと0.33、4つだと0.25と段々厳しくなる。普通だったら割合をそれぞれ求めて平均して考えるが、足して1.0を超える場合というのはかなり厳しい感じがする。本来であればアセスをしなくていいものが、足し算されることになるので、かなり厳しいのではないかとと思うが、それでも良いのか。

事務局 「複合事業」は、個別の開発行為が規模要件に満たない事業であっても2つ以上の事業が一体的に実施されることにより総体として環境に著しい影響を及ぼすおそれがある場合があるので、それを対象事業とするものである。

具体例をもとに改めてご説明すると、太陽電池発電所4haの事業と工業団地の造成事業20haの事業がある場合、それぞれは単独で実施された場合、太陽電池発電所の規模要件は20ha以上、工業団地の

造成事業の規模要件は25ha以上であるため、環境影響評価は不要である。ただし、これらが一体的に実施される場合は、この4haの太陽電池発電所は、規模要件と比較して $4/20=0.2$ と2割の環境影響があり、20haの工業団地の造成事業は、同様に規模要件と比較して $20/25=0.8$ と8割の環境影響があると計算できるため、これらを合計すると1.0となり、このような場合は総体として本来アセスをすべき規模要件以上となるということを整理したものである。

川越 委員 この資料では工業団地に重点を置いた例を出されているが、それをすべての事業に当てはめるということで良いのか。

事務局 この考え方は、千葉市と相模原市を参考にしており、総体的に環境影響評価が必要となる場合をこのように整理している。

川越 委員 複合事業の実施時期について、事業者が始めから何年後にこういう事業をすると出してくればわかりやすいが、事業者が悪意なく、もしくは作為的に2年後や3年後に新たな開発計画を持ってきたときに遡及して判断していくのか。

事務局 大規模な事業には開発許可が必要になってくるので、許可申請時の着手予定日を確認し、次の事業をするとき何年以内であったかというのを確認し判断するものと考えている。

川越 委員 理解した。

山内 委員 事務局の回答の中で、他自治体の事例があるというものを言われたが、他自治体において、その整理により上手くいっている、もしくは課題がある等を聞き取り整理しているものと思うが、その内容を説明いただく必要があると考える。点事業のことや複合事業の考え方について、例えば、相模原市はどのような結果があるのか。

事務局 12自治体が複合事業を対象事業として設定しているが、実際に複合事業として対象になっている例があまりなく、他の自治体の事例についての整理が難しい。総体的な計算方法を採用している千葉市や相模原市においても複合事業のアセス案件がないため、運用していく中で整理していきたい。

点事業については、熊本市が指定地域を設定する中で、各地域が各種法令の中で既に開発制限があるところ、どこまで配慮を求めると整理するにあたり福岡市が取り入れていた「接する事業」を採用することとした。実際に福岡市で接する事業に対してアセスが実施されたかは把握できていない。

この検討会に向けて他都市の事例を整理したところであるが、実際に制度として採用しているメリットやデメリットについては整理できていない部分もあるため、再整理していきたい。

張 委員 複合事業について、本当に評価できるのか疑問である。複合事業は同時に着手したら、除した数

値の和が1.0以上で対象としやすいが、数年ずれて新たに事業が実施された場合に、最初の事業はアセス対象ではなかったものが新たに対象となる場合があり、最初の事業は困るのではないか。事例がない現実はあると思うが、どのように対応するか予測した準備が必要ではないか。

事務局 先に開発が実施された事業と新しい事業の複合をどう考えるかについては、同一(親子)の会社の開発許可等の申請書の年月日を調べ、先に実施された事業を含めた双方の事業をアセスしてもらうということになると考えている。すでに立ち上がった事業が対象となって、何らか著しく環境に影響を与える地域になっている場合には、市から保全や是正等を求め、より良い環境保全に向けた取組を求めることになると考えている。

張 委員 2点目は(資料6-2について)市は一般地域のスクリーニングについて県と同様の判定基準になるとのことだが、複合事業は県にない事業であるが、そのまま県の判定基準を適用していいのか。

事務局 複合事業のスクリーニングの判定基準は市独自の事業であるため、指定地域同様国の判定基準としたいと考えている。

篠原 会長 (資料6-1 スライド8について)スクリーニングの事例において、同規模というのは何を基準にするか。例えば風力発電であれば発電力なのか、風車の大きさなのか、火力発電であれば、発電量なのか、敷地面積なのか、同規模を何で評価するのか。

事務局 庁内検討会でも同規模は何割を想定しているかと聞かれたが、事業ごとに個別具体的に判断するしかないと考えている。例えば「8割まで同規模とする」など数字を定めるのは難しいと考えている。

篠原 会長 その場合であれば何を8割とみるのかということである。何の項目で判断するのかを教えてください。

事務局 事業実施に伴って環境影響を及ぼす恐れがある要因を、各事業ごとに判断することになると考えているが、現時点では細かい項目までは整理しきれていない。

篠原 会長 これはスクリーニングでアセスを不要とするものであるもので、市民にとってリスクが大きい部分である。何をもち同規模とするか、数字や項目を決めておく必要があると考える。パブコメでも聞かれると思う。これは技術指針の中になるか、実施要綱の中になるか、事務局で考える必要がある。

事務局 同規模については風力発電や焼却施設の大きさを想定しているが、新しい技術を取り入れて環境負荷がかからないようにしている、エネルギー量、公害発生量といったものも勘案しながら進めていくべきであるので、今後の検討課題としてご意見を反映させていただく。技術指針にするか要綱とするかにつ

いても事務局で整理する。

篠原 会長 スクリーニングや大規模建築物、複合事業については、市独自なので充分注意してやっていただきたい。

張 委員（資料6-1 スライド17について）複合事業の要件が足し算はやはり厳しいと考える。平均であったり、最大値であったりで考えられないか。

事務局 各割合の平均値か合計かというところで、複合事業は、市として自然環境保全のためにある程度制限を設けて厳しくし、より良い事業になるように設定したいと考えている。平均値か合計かというところは他都 市事例の調査も含めて、改めて検討したい。

張 委員 今回の例であれば最大値の0.8を取るという案もあるので検討してほしい。

柳田 委員 複合事業やスクリーニングといった熊本市独自のものは慎重に審議する必要がある。指定地域を設定するにあたり、江津湖周辺などの過去10年ほどで、条例がもともとあったならば対象となっていた事業はあるのか。また、今後対象となりそうな事業はあるのか。

事務局 1点目については把握できていない。可能であれば調査する。2点目について現時点では予定されている対象事業はない。

柳田 委員（資料6-1 スライド15について）19の政令指定都市のうち、7の都市は複合事業を設定していないが、自治体の政策意図はわかるか。規模が大きいところが先に作っているとか。なぜ複合事業を取り入れているのか。

事務局 複合事業は、環境影響評価が始まって以降、アセス逃れ(切り分け)が問題となってから対象事業としようとする自治体が条例で設定したものである。設定していない自治体については政策的判断にまで至らなかったものと考えが意図まではわからない。

高宮 委員（資料6-1 スライド3について）スクリーニングでアセス不要となった場合は、G事後調査とH報告書手続きもやらないという認識で良いか。一般地域で、建替等事業以外の新規事業は全てアセスが必要でスクリーニングにかけないということか。指定地域の場合は新規事業でも条件が良ければスクリーニングにかけることができ、今まであった工場が新たに指定地域を設定することで指定地域に該当することになるから、そこで建て替える際に効率がよくなったとしてもスクリーニングにかからずにアセスをやる必要があるということになるのか。

事務局 1点目について、ご認識のとおりスクリーニングで不要となれば事後調査や報告書も不要となる。2点目は、改めてご説明差し上げる。

鳥居 委員 篠原委員の「規模」については重要な事と考える。例えば廃棄物での「規模」について、一般廃棄物は環境工場があと数十年もしないうちに建替えであるが、資料4-3では日量100tとなっているがそんな規模ではない。現在の工場は古いので発電量をみるとわずかな量となるスペックだが、現在もしくは数十年後は高性能なものになっている。

熊本市はこれを行政の電気として使って、カーボンニュートラル、カーボンフリーのストーリーもあるなか、その時期が来た時、規模というものが、日量なのか、出力なのか、いろんところで合致していったアセスをしなければいけない。要求水準書を見ると、大気汚染などはものすごく低いレベルに抑えられている。総合的な判断をするので提案書もレベルが高いものが出てくるので環境に特化した施設である。

ただし、規模というところで日量なのか出力なのか、敷地面積はコンパクトに作れるし、環境はビオトープを作るなど提案型公募になっている。一つの定義では済まないようなハードル、評価をしていかないといけない。規模という曖昧な表現ではなく、細かく庁内で定めないとあやふやになり、業者が悩むことになる。これは10年もたたないうちに市の悩みとなるのではないか。きちんと数値を示すべきではないか。

熊本市をはじめ市の一般廃棄物焼却施設の要求水準書はとても高いハードルが設定されているため、環境にやさしい施設である。一概にこのスペック(資料4-3)だからというのではなく十分に考える必要がある。曖昧な言葉ではなく、数値で示すことで、業者が困惑しないようにすべき。

事務局 先ほどは抽象的な表現をしてしまったが、環境影響評価が必要な規模要件を資料4-3に示しており、基本的には規模要件の対象となるものが同規模かどうか判断基準となると想定している。廃棄物焼却施設であれば、処理能力である。

鳥居 委員 熊本市は要求水準書に基づいて高いレベルで、環境に配慮した施設(西部環境工場)を作った。だから、一概にこのスペックだからアセスをやるべきなのかというのは十分に考慮する必要があると思う。確かに基準が書かれているが、(西部環境工場は)ごみ処理施設ではなく環境工場で、日本の中でも一、二を争うような高出力の最高の性能を持っている。そういう点では一概に、一遍通りの対応でいいのか、まだまだ数値で考慮する必要があるのではないかと思っている。曖昧な言葉ではなくしないとこれから手を挙げるいろんな事業において、業者が困惑するのではないかと思う。

川越 委員 私は逆に数字を示すことは怖いと思う。資料4-3でグレーゾーンを作り、原則これであるとしなないといけない部分もある。より高性能、よりコンパクトとなど、今後の技術開発が進んでいく中で、現時点で数値を設定しても事情が変わって評価できなくなる可能性があるのもので、その場での要協議という余地を残しておいた方が良く考える。提案書が出されたときに、審査会で専門家がどう評価するのかというものを議論すべき余地をおいておく必要があるのではないか。技術開発がどんどん進んでいくようなものに関しては、この時期に数値を置いておくというよりは目安を置いておくが、詳細は審査会で判断するという

ような作りにするべき。

篠原 会長 私も数字を決めるとまでは思っていない。技術の変化により状況は変わっていくが、技術の変化により何をもって規模要件を決めるかということになるのではないか。廃棄物焼却施設であれば、処理量となっているがこれは項目の一つであり、他にもCO₂や有害大気の排出量、SO_xやNO_xなどあるが、どれの規模を見るのかということ。これを文章にするのか、項目で並べるのかというのはこれから議論することではないか。ただガチッと数字を決めるのは厳しいと考えている。

篠原 会長 時間になりましたので、これ以降はまた次回に持ち越しということによろしいか。まだまだ疑義はあると思うが、技術指針が簡単に1回で決まるとは思っていないので、次回の議題に加えて今回の審議も入れながら十分に考えてほしい。

事務局 同規模の基準やルール等をどうするかに関して、今後の技術の革新などでよりコンパクト、より排出量が少なくなっていくものもある。こういったものについて、多様な数値をどこまで定めるかという、かなり厳しいと考える。事務局としても、まずは項目を決めてというような外枠を考えている。スクリーニングや配慮書手続等で、事務局でも判断に迷う場合に、有識者の先生方の意見を聴取しながら、同規模としてどう考えるかなどについても判断の一つとしてお諮りしたいと考えていた。今いただいた宿題は今後の委員会に向けて、事務局のほうで調査整理をしたい。

篠原 会長 アセスをするかしないかは事業者にとっては死活問題であるため、十分に注意して検討していただきたい。

事務局 環境保全と事業者の負担、両方の側面から検討してまいりたい。

篠原 会長 今日は、第1回目で頭が混乱しているところもあったかと思う。次回は、それまでに情報が出てくるものについてはあらかじめ情報の提供をお願いする。本日予定していた検討会の審議は全て終了したので、あとは事務局にお返りする。

閉 会

事務局 本日の審議は議事録要旨を作成し、後日、委員にご確認をいただきたい。第2回検討委員会を7月上旬に予定している。開催通知は、別途送付する。これをもって令和6年度第1回検討委員会を閉会する。